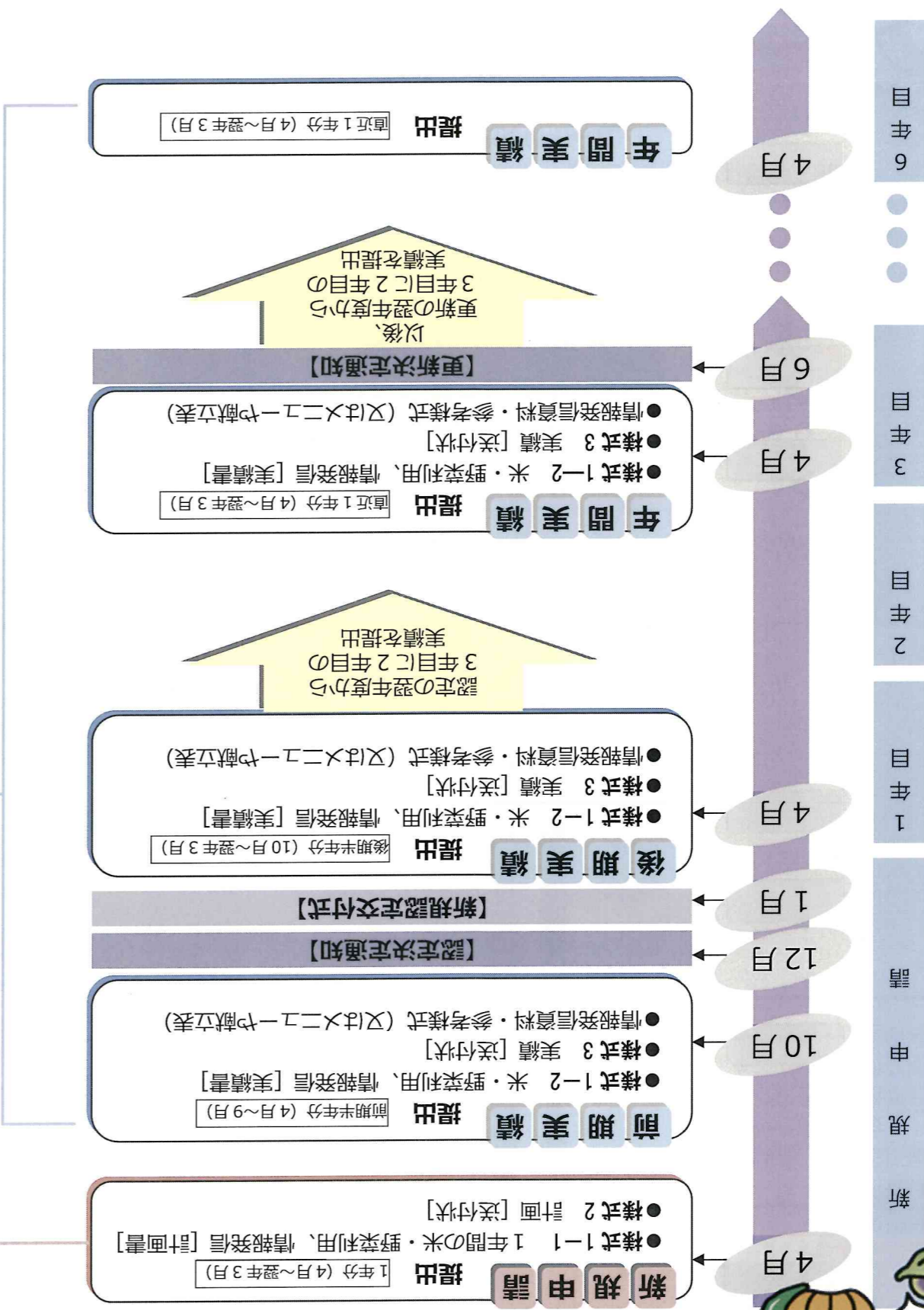




# 「たんとおあがり 京都府産」施設認定・更新の流れと認定基準

初年度の認定後は3年ごとに実績を審査し、認定要件を満たす施設に認定章の継続利用を承認します。



新 規 申 請

1 年 目

2 年 目

3 年 目

4 年 目

6 年 目

■ 情報発信資料以外の書類の様式シートは京都府ホームページのダウンロードが可能です。  
<http://www.pref.kyoto.jp> より「たんとおあがり京都府産」で検索。(4 提出書類) 様式2・3の送付状については施設・施設長名を押印の上、郵送。ほかのシートはメールでお送りください。  
 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷之内町  
 京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課  
 アグリビジネス入戦略係  
 E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp

**申請書類**

様式1-1 (計画書)

施設・施設長名を  
押印の上、郵送

様式2  
送付文

**申請書類**

参考様式

(又はメニューや献立表に京都府産農産物に印をつけたもの)

施設・施設長名を  
押印の上、郵送

様式3  
送付文

様式1-2 (実績報告)

京都府産農産物の産地や食文化の写し(施設の広報紙やチラシなど)

**認定基準**

◆ **米の利用**  
 京都府産米を年間利用日数の概ね50%以上利用(京都府産米を50%以上含むソフト米も可)

◆ **野菜の利用**  
 京都府産野菜を四季毎に30日以上利用(果実・豆類を含みます)

◆ **情報の発信**  
 施設利用者に、京都府産の米・野菜等に関する産地又は京都の食文化に係る情報を、四季毎に1回以上発信

納入業者さんによって京都府産と指定しておけば利用日数を重点にチェックするだけ

少量の使用でも利用日数としてカウントしていただくます

チラシやポスターのお知らせの他にもメニューに今日の「おたし」のほうれん草は京都府〇市産1などの記載も手帳です